

# 地域型保育事業認可基準について

本庄市福祉部子育て支援課保育係

# 新制度施設概要

子ども・子育て支援新制度では

- ①教育・保育施設（施設型給付費(委託費)・私学助成費）
- ②地域型保育事業（地域型保育給付費）



## ①教育保育施設

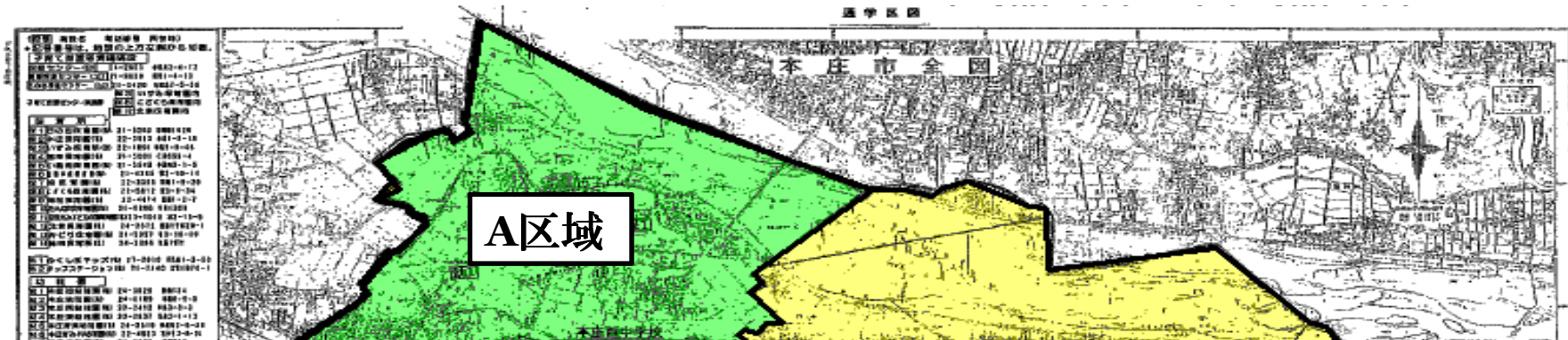
保育園・幼稚園・認定子ども園

## ②地域型保育事業

家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育施設・居宅訪問型保育事業

# ①利用定員について

## 区域の量の見込みと利用定員設定例



(例) A地区		1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (満3歳以上保育認定)	3号認定 (満3歳未満保育認定)
①量の見込み (ニーズ調査の結果)		300人	300人	250人
②確保の内容	保育所・幼稚園・認定こども園 (教育・保育施設)	300人	300人	200人
	地域型保育施設	0人	0人	50人
①-②		0人	0人	0人

# 地域型保育事業とは

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応でき、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援することを目的とした事業。

## 事業種類

- ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

## 特徴

- ・大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる
- ・多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できる
- ・保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行できる

## 地域型保育事業内容

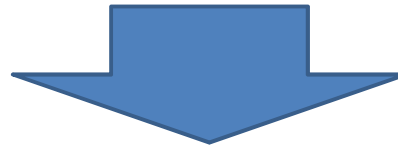
	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施
規模	少人数(現行は家庭的保育者一人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	6人～19人まで	様々(数人～数十人程度)	1対1が基本
場所	家庭的保育者の居宅その他の様々なスペース	多様なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居宅

※新制度において地域型保育事業は市町村の認可事業になるため、各市町村で条例を定める必要があ  
ス。

# 本庄市の現状と今後

現在

家庭的保育室	事業所内保育所	認可外保育施設
加川ベビールーム	医療法人 福島会保育所 こだま保育室 ふくしまKids	キッズステーションY.CO アルコ・イリス



地域型保育事業

家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
加川ベビールーム	※キッズステーションY.CO ※アルコ・イリス	※医療法人 福島会保育所 ※こだま保育室 ※ふくしまKids	-

※定員や職員資格等が、現状部分的に適合できていないため、調整が必要。

# 地域型保育事業の認可基準

地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。



## 国が定める基準

### 従うべき基準

- 職員の資格、員数
- 乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

### 参酌すべき基準

- 設備・面積基準
- 給食（自園調理）
- 耐火基準
- 連携施設等

本庄市の現状を踏まえつつ、「従うべき基準」・「参酌すべき基準」ともに国の基準を基本とし、検討する必要がある。

## 地域型保育事業の認可基準

# 職員の資格、員数 (従うべき基準)



# 地域型保育事業の認可基準

## 現状：職員の資格、員数（従うべき基準）

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設※1.2)	認可外保育施設
保 育 事 業 従 者	保育士 ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、 保健師又は看護師を1人に限って保 育士としてカウント可	家庭的保育者 (＋家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保 育士、保育士と同等以上の知識及 び経験を有すると市町村長が認め る者	保育所と同様 (※除く)	3分の1以上が保育士又は看 護師
職 員 数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場 合 5:2	保育所と同様	保育所と同様
備 考	保育所分園も同様	グループ型小規模保育事業 も同様		

# 地域型保育事業の認可基準

## 方針案：職員の資格、員数（従うべき基準）

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
職員 数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く 場合 5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場 合、5:2)	定員20名以上 保育所と同様  定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と 同様)	0～2歳児 1:1
保育 従事 者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修 <sup>※1</sup> を修了 した保育士、保育士と同等以 上の知識及び経験を有すると 市町村長が認める者	保育士 <sup>※2</sup>	保育士 <sup>※2</sup> 1/2以上 (保育士以外には必 要な研修 <sup>※1</sup> を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補 助者)	定員20名以上 保育所と同様  定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と 同様	必要な研修 <sup>※1</sup> を修了 し、保育士、保育士と 同等以上の知識及び 経験を有すると市町 村長が認める者

※1: 研修内容、実施体制については、現行の家庭的保育事業における研修等を踏まえ、今後、それぞれ検討  
 ※2: 0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可

## 地域型保育事業の認可基準

設備・面積基準

(参酌すべき基準)

# 地域型保育事業の認可基準

## 現状：設備・面積基準（参酌すべき基準）

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室 2歳以上児 保育室	保育室
	医務室		安静室(体調不良児対応型を行う場合) 2人以上の横臥が可能であり、 1人1.98㎡以上	
	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に適当な 広さの庭 ※付近の代替地可		
面積	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※平成28年度末まで大都市特例あり	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室 1人1.65㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※両室の区画を求める	1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める
	屋外遊戯場 1人3.3㎡(2歳児)	適当な広さ		



# 地域型保育事業の認可基準

**方針案**：設備・面積基準（参酌すべき基準）

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
設備	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	—
	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	—
面積	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室／ 保育室 1人3.3㎡	定員20名以上 保育所と同様  定員19名以下 小規模保育(A型、B 型)と同様	—
	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	—

給食（自園調理）  
（参酌すべき基準）

# 地域型保育事業の認可基準

**現状**：給食・自園調理（参酌すべき基準）

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
給食	自園調理 * 3歳以上児は外部搬入可能 * 公立は特区により3歳未満児も外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能
設備	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備	調理設備	調理室	調理室 * 外部搬入を行う場合、調理設備
職員	調理員 * 全部委託、外部搬入の場合は不要	不要		

# 地域型保育事業の認可基準

## 方針案：給食・自園調理（参酌すべき基準）

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
給食	自園調理※ <sup>1</sup> 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※ <sup>1</sup> 連携施設等からの 搬入可 ※社会福祉施設、病院を 含む	自園調理※ <sup>1</sup> 連携施設等からの 搬入可 ※社会福祉施設、病院を 含む	自園調理※ <sup>1</sup> 連携施設等からの 搬入可 ※社会福祉施設、病院を 含む	自園調理※ <sup>1</sup> 連携施設等からの 搬入可 ※社会福祉施設、病院を 含む	—
設備	調理設備	調理設備	調理設備	調理設備	定員20名以上 調理室  定員19名以下 調理設備	—
職員	調理員 （保育を行う子どもが3人 以下の場合、家庭的保 育補助者で対応可） ※連携施設等からの搬入を 行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	—

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。



# 地域型保育事業の認可基準

## 耐火基準

(参酌すべき基準)

## 地域型保育事業の認可基準

現状：耐火基準（参酌すべき基準）

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
耐火基準等避難規制	設備運営基準において上乗せ規制あり  ※建築基準法上は、特殊建築物（「児童福祉施設等」）としての取扱い	基本的には上乗せ規制はなし	保育所と同様	指導監督基準上、上乗せ規制あり  ※保育所に準じた上乗せ規制

# 地域型保育事業の認可基準

**方針案**： 耐火基準（参酌すべき基準）

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
<b>耐火 基準 等</b>	<p>基本的には上乗せ 規制なし</p> <p>※更に検討</p>	<p>上乗せ規制あり</p> <p>※更に検討</p> <p>※保育所に準じた上乗せ規 制(保育室等を2階以上に 設置する場合は耐火・準 耐火建築物)</p> <p>(注)追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に 設置する場合、手すり 等の乳幼児の転落事故 防止設備</p>	<p>上乗せ規制あり</p> <p>※更に検討</p> <p>※保育所に準じた上乗せ規 制(保育室等を2階以上に 設置する場合は耐火・準 耐火建築物)</p> <p>(注)追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に 設置する場合、手すり 等の乳幼児の転落事故 防止設備</p>	<p>上乗せ規制あり</p> <p>※更に検討</p> <p>※保育所に準じた上乗せ規 制(保育室等を2階以上に 設置する場合は耐火・準 耐火建築物)</p> <p>(注)追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に 設置する場合、手すり 等の乳幼児の転落事故 防止設備</p>	<p>小規模保育事業を 踏まえ、検討</p>	—

## 地域型保育事業の認可基準

# 連携施設等

(参酌すべき基準)

# 地域型保育事業の認可基準

**現状**： 連携施設等（参酌すべき基準）

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設
連携施設	-	保育所本体又は連携保育所の支援が前提	-	-
嘱託医	嘱託医	連携保育所の嘱託医の存在が前提	-	-

# 地域型保育事業の認可基準

## 方針案：連携施設等（参酌すべき基準）

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
		A型	B型	C型		
連携施設	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定が必要※1,2	連携施設の設定は一律には求めない※3
嘱託医	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	嘱託医※4	—

※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)

※2 離島、へき地においては、設定を求めないことができる(特例措置)

※3 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。

※4 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

# 各事業における固有の論点



## ①事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ

→児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育事業については、従業員枠の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども（地域枠の子ども）」を受け入れることが必要となる。その際、どの程度の地域枠を設定することを求めていくか。

### 方針案

- ▶定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員も増加させるのではなく、例えば、以下の表のような、概ね10名ずつの定員区分を設け、各区分ごとに地域枠の定員を概ね1/4～1/3程度となるよう、固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすい上で、国として考える基準をお示し、これを踏まえ、市町村が各地域の実情に応じて決定することができる。（例えば、下記定員区分6～10名の地域枠について1名又は2名にするなど）
- ▶その際、1名～30名までの区分については、
  - ・地域型保育事業実態調査において、30名未満の施設が8割以上を占めているほか（P13参照）
  - ・平成21年地域児童福祉事業等調査においても、30名未満の施設が定員規模ベースで6割以上、利用児童数では75%程度を占めていること（P61参照）
 から、よりきめ細かい定員区分及び地域枠の定員設定を行う。
- ▶また、61名以上の事業については、地域枠を認可保育所1ヶ所分（20名）に固定する。（自発的にそれ以上の地域枠を設けること自体は可能）

#### <定員設定例>

定員区分		地域枠の定員	目安
1名～10名	1名～5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	家庭的保育事業（補助者付き）×1ヶ所程度
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	小規模保育事業（下限）1ヶ所＋1名程度
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	認可保育所の半分程度（特例保育所と同程度）
41名～50名		12名	小規模保育事業（下限）×2ヶ所
51名～60名		15名	家庭的保育事業（補助者付き）×3ヶ所程度
61名～70名		20名	認可保育所（下限）×1ヶ所程度（以下20名で固定）
71名～		20名	



## ②事業所内保育事業の運営形態について

→複数の企業等の合同による事業所内保育事業の設置・運営を可能とするか。

### 方針案

#### 方針案（例）

複数企業による共同運営については、グループ企業の従業員の子どもの利用等が想定されるなど、事業所内保育の性格を踏まえ、可能とする。

その場合、

①認可を受ける設置者となる企業（主たる設置・運営主体である企業）を1つに特定すること。

※運営委託する場合は受託者との関係含む。

②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取り決めるを行うこと

等に留意する必要があることから、これらの内容を協定書等の形で締結することを求めることとする。

※複数企業による共同事業については、法律上も排除されていない。

### ③居宅訪問型保育事業の位置付け

→居宅訪問型保育事業については、1：1対応が基本となる事業の特性上、どのような役割を担う事業として想定するか。

#### 方針案

##### 方針案（例）

居宅訪問型保育事業が担う役割としては、

①特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応

②保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応

③ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応

を基本として、更に検討することとしてはどうか。

更に、育児休業から復帰する場合や利用調整の結果、待機児童となった場合などにおいて、保育所等に入所するまでの緊急避難的な繋ぎ利用として市町村が認める場合における利用、また、休日の保育を必要とする場合で地域に休日に利用できる保育所等がない場合への対応について、どう考えるか。この場合、公費負担と利用者負担との関係についてどう考えるか。

①のようなケースについては、特に専門性が求められるため、研修内容について更に検討することとする。

## ④居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用について

→労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えることが求められているが、基本的に1対1の対応となる居宅訪問型保育者についてどう対応するか。

### 方針案

#### 方針案（例）

労働基準法との関係について、速やかに結論が得られるよう、引き続き、検討し、その結果を踏まえて、所要の対応を行うこととする。

## ⑤家庭的保育事業の共同実施について

→これまで、複数の家庭的保育事業の集合体として実施してきたグループ型小規模保育事業については、小規模保育事業C型へと移行していくことを想定しているが、これとは別に、複数の個人事業主である家庭的保育者が共同・共助の形態で事業を実施することについて、どう考えるか。

### 方針案

#### 方針案（例）

家庭的保育事業については、実質的に同じ規模となる小規模保育事業C型の基準との関係、公定価格との関係等で不均衡が生じる可能性があることから、単独による実施を基本とする。（共同実施については、C型への移行を促していくこととする。）

## ⑥小規模保育事業に係る利用定員の区分について

→定員弾力化の取扱いについてどう対応するか。

### 方針案

#### 方針案（例）

小規模保育事業の利用定員の上限（19名）の範囲内であれば、認可基準を満たす前提で、認可・確認時において設定した定員を超えて弾力化することを認める方向で検討する。

例）利用定員15名と設定した小規模保育が年度途中で3名受け入れるなど。

19名を超える定員の弾力化の取扱いについては、本来の事業定義を変えかねないことから、確認制度における利用定員の議論を踏まえて慎重に検討する。

→特例給付の取扱いについてどう対応するか。

### 方針案

#### 方針案（例）

3歳以上児については、利用定員の範囲内で受入が可能（特例給付）となるが、定員の分布が広範囲であり、かつ、地域において他の保育基盤がないことも想定される児童人口減少地域に関しては、経過的な措置を含めて検討する。